

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 3 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 8 号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	別表第 1（第 2 条関係） [略] 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務  (1) [略] (2) 法第 9 条第 7 項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理（前号の許可に係るものに限る。） (3) 法第 9 条第 8 項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理（第 1 号の許可に係るものに限る。） (4) 法第 9 条第 9 項の許可証及び従事者証の再交付（第 1 号の許可に係るものに限る。） (5) 法第 9 条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理（第 1 号の許可に係るものに限る。） (6) 法第 9 条第13項の報告の受理（第 1 号の許可に係るものに限る。） (7) 法第10条第 1 項の鳥獣の解放等の命令（第 1 号の許可に係るものに限る。）	別表第 1（第 2 条関係） [略] 6 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 <u>(1) 法第 9 条第 1 項の鳥獣の捕獲等の許可のうち、ツキノワグマに係るもの（人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合であって、規則で定める場合に限る。）</u> (2) [略] (3) 法第 9 条第 7 項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理（ <u>前 2 号</u> の許可に係るものに限る。） (4) 法第 9 条第 8 項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理（第 1 号 <u>及び第 2 号</u> の許可に係るものに限る。） (5) 法第 9 条第 9 項の許可証及び従事者証の再交付（第 1 号 <u>及び第 2 号</u> の許可に係るものに限る。） (6) 法第 9 条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理（第 1 号 <u>及び第 2 号</u> の許可に係るものに限る。） (7) 法第 9 条第13項の報告の受理（第 1 号 <u>及び第 2 号</u> の許可に係るものに限る。） (8) 法第10条第 1 項の鳥獣の解放等の命令（第 1 号 <u>及び第 2 号</u> の許可に係るものに限る。）

ものに限る。)

(8) 法第10条第2項の許可の取消し(第1号の許可に係るものに限る。)

(9) 法第75条第1項の報告の徴収(第1号の許可に係るものに限る。)

[略]

11 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項、第31条の2第2項、第62条の3第4項及び第63条第3項の優良な宅地の造成及び住宅の新築の認定に関する事務で規則で定めるもの

[略]

別表第2(第3条関係)

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、藤沢町及び一戸町
1の2 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(1)~(4) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸

許可に係るものに限る。)

(9) 法第10条第2項の許可の取消し(第1号及び第2号の許可に係るものに限る。)

(10) 法第75条第1項の報告の徴収(第1号及び第2号の許可に係るものに限る。)

[略]

11 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項、第31条の2第2項、第62条の3第4項、第63条第3項及び第68条の69第3項の優良な宅地の造成及び住宅の新築の認定に関する事務で規則で定めるもの

[略]

別表第2(第3条関係)

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可	盛岡市、花巻市、北上市、 <u>久慈市</u> 、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、 <u>平泉町</u> 、藤沢町、 <u>軽米町</u> 、 <u>洋野町</u> 及び一戸町
1の2 地方自治法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(1)~(4) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸

前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、田野畑村、普代村及び洋野町

[略]

2の2 [略]

[略]

2の3 [略]

[略]

2の4 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、田野畑村、普代村、軽米町及び洋野町

[略]

2の2 [略]

[略]

2の3 児童福祉法に基づく医療の給付に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの

遠野市、岩泉町及び田野畑村

2の4 [略]

[略]

2の5 栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの

盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町

2の5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
2の6 [略]	[略]
2の7 [略]	[略]
2の8 [略]	[略]
2の9 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、

	、山田町、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
2の6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
2の7 [略]	[略]
2の8 [略]	[略]
2の9 [略]	[略]
2の10 医師法（昭和23年法律第201号）及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、

	山田町、田野畑村、普代村及び川井村
2の10 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
2の11 [略]	[略]
2の12 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥

	<u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
2の11 歯科医師法（昭和23年法律第202号）及び歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
2の12 [略]	[略]
2の13 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号）に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、二

看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の13</u> 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の14</u> [略]	[略]
<u>2の15</u> 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次	宮古市、大船渡市、花巻市

看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、葛巻町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、 <u>岩泉町</u> 、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の14</u> 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、葛巻町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、 <u>岩泉町</u> 、田野畑村、普代村及び川井村
<u>2の15</u> [略]	[略]
<u>2の16</u> 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく次	宮古市、大船渡市、花巻市

に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(38) [略]	、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ケ崎町
2の16 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び普代村
3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(26) [略]	一関市
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、葛巻町、滝沢村、西和賀町、金ケ崎町、大

に掲げる事務（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会であってその地区が一の市町村の区域を超えないもの並びに企業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに係るものに限る。） (1)～(38) [略]	、一関市、奥州市、雫石町、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町及び金ケ崎町
2の17 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	紫波町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、岩泉町、田野畑村及び普代村
3 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（土地改良事業の施行に係る地域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(26) [略]	一関市及び <u>西和賀町</u>
3の2 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、 <u>二戸市</u> 、 <u>奥州市</u> 、雫石町、葛巻町、滝沢村、西和賀

	槌町、普代村 及び洋野町
[略]	
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	<u>宮古市、大船渡市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、藤沢町、山田町、田野畑村、普代村、川井村、軽米町、九戸村及び洋野町</u>
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び	久慈市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢

	町、金ケ崎町、大槌町、普代村、 <u>野田村</u> 及び洋野町
[略]	
5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託	<u>市町村（盛岡市、花巻市、久慈市、紫波町、住田町、大槌町、岩泉町及び野田村を除く。）</u>
[略]	
6の4 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第2号、第6号から第8号まで及び	久慈市、遠野市、一関市、奥州市、 <u>雫石</u>

第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(12) [略]	村、金ヶ崎町、大槌町及び一戸町
6の5 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(15) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市及び二戸市
[略]	
6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
6の10 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域にわたるもの又は民有林の区	一関市、二戸市及び葛巻町

第10号から第12号までに掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(12) [略]	<u>町、岩手町、滝沢村、金ヶ崎町、大槌町及び一戸町</u>
6の5 採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（岩石採取場の区域が他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(15) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、 <u>二戸市及び西和賀町</u>
[略]	
6の9 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村及び川井村</u>
6の10 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域にわたるもの又は民有林の区	一関市、二戸市、 <u>葛巻町及び西和賀町</u>

域内で行う1ヘクタール未満若しくは10ヘクタール以上の開発行為に係るものを除く。) (1)・(2) [略]	
6の11 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	一関市、二戸市、雫石町、葛巻町、矢巾町及び田野畑村
[略]	
7 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第9号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(11) [略]	花巻市、遠野市、奥州市、金ケ崎町及び大槌町
8 削除	
9 道路法第15条の県道の改築で規則で定めるもの	一関市
[略]	
11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野

域内で行う1ヘクタール未満若しくは10ヘクタール以上の開発行為に係るものを除く。) (1)・(2) [略]	
6の11 森林法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	一関市、二戸市、雫石町、葛巻町、矢巾町、 <u>西和賀町</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 及び田野畑村
[略]	
7 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第9号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(11) [略]	花巻市、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、奥州市、金ケ崎町及び大槌町
8及び9 削除	
[略]	
11の3 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻</u>

	畑村、普代村 及び川井村
12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ及び第63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定  （2） 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ及び第63条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定	[略]
[略]	
14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに限る。） （1）～（24） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、西和賀町及び金ヶ崎町
[略]	
14の4 自然公園法（以下この項において「法」とい	大船渡市、花

	町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、 <u>岩泉町</u> 、田野畑村、普代村及び川井村
12 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1） 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ</u> の優良な宅地の造成の認定  （2） 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ、 <u>第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号</u> の優良な住宅の新築の認定	[略]
[略]	
14の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（協業組合であってその主たる事務所が一の市町村の区域内にあるものに限る。） （1）～（24） [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、一関市、奥州市、雫石町、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町及び金ヶ崎町
[略]	
14の4 自然公園法（以下この項において「法」とい	大船渡市、花

う。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)~(3) [略]	巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町及び九戸村
14の5 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)~(9) [略]	宮古市、陸前高田市、奥州市及び紫波町
14の6 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)及び臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村

う。)に基づく次に掲げる事務(他の市町村の区域にわたるものを除く。) (1)~(3) [略]	巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町、 <u>軽米町</u> 、 <u>九戸村</u> 及び <u>一戸町</u>
14の5 水道法(昭和32年法律第177号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1)~(9) [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>奥州市</u> 及び <u>紫波町</u>
14の6 水道法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務 (1) <u>法第36条第3項の簡易専用水道の管理に関する必要な措置の指示</u> (2) <u>法第37条の簡易専用水道の給水停止の命令</u> (3) <u>法第39条第3項の報告の徴収又は立入検査</u>	<u>花巻市</u> 及び <u>二戸市</u>
14の7 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、 <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)</u> 、 <u>臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)</u> 及び <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)</u> 附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の <u>臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令</u> に基づく臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証に係る申請書等の受理並びに臨床検査技師免許証及び衛生検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑</u>

<p>14の7 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村</p>
<p>15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) <u>法第4条の2の地域準則の制定</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p>	<p>宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ケ</p>

<p>めるもの</p>	<p>村、普代村及び川井村</p>
<p>14の8 調理師法（昭和33年法律第147号）及び調理師法施行令（昭和33年政令第303号）に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</p>	<p>盛岡市、宮古市、大船渡市、<u>遠野市</u>、陸前高田市、二戸市、<u>八幡平市</u>、奥州市、<u>雫石町</u>、葛巻町、<u>岩手町</u>、<u>滝沢村</u>、西和賀町、<u>藤沢町</u>、<u>山田町</u>、<u>岩泉町</u>、<u>田野畑村</u>、<u>普代村</u>及び川井村</p>
<p>15 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p>	<p><u>盛岡市</u>、<u>宮古市</u>、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、<u>雫石町</u>、<u>岩手町</u>、<u>滝沢村</u>、<u>紫波町</u>、<u>矢巾町</u></p>

	<p>崎町、大槌町 及び普代村</p>
<p>16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託</p>	<p>宮古市、大船渡市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、山田町、田野畑村、普代村、川井村、軽米町、九戸村及び洋野町</p>
<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）</p>	<p>遠野市、一関市、奥州市、雫石町、滝沢村、西和賀町</p>

	<p>、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、洋野町及び一戸町</p>
<p>16 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託</p>	<p>市町村（盛岡市、花巻市、久慈市、紫波町、住田町、大槌町、岩泉町及び野田村を除く。）</p>
<p>17 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（一の市町村の区域の全部又は一部をその地区の全部とする商工会に係るものに限る。）</p>	<p>遠野市、一関市、奥州市、雫石町、滝沢村、矢巾町、</p>

(1)～(15) [略]	、金ヶ崎町及び普代村
[略]	
17の3 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、西和賀町及び普代村

(1)～(15) [略]	西和賀町、金ヶ崎町、 <u>平泉町</u> 、 <u>藤沢町</u> 及び普代村
[略]	
17の3 薬剤師法（昭和35年法律第146号）及び薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号）に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、葛巻町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、山田町、 <u>岩泉町</u> 、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
18の3 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、 <u>二戸市</u> 、西和賀町及び普代村

[略]	
18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	町村（ <u>軽米町</u> 、 <u>九戸村</u> 及び <u>一戸町</u> を除く。）
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、西和賀町、住田町及び山田町

[略]	
18の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるもの	町村
19 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）及び理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び川井村
19の2 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、 <u>奥州市</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、 <u>住田町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u>

[略]	
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、山田町、田野畑村、普代村及び川井村
[略]	
21の3 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域等の区域内にあるものを除く。） (1)～(15) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市及び一関市
[略]	
21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市、花巻市、北上市、遠野市及び一

		及び九戸村
[略]		
20の2 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）及び製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、 <u>雫石町</u> 、葛巻町、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、田野畑村、普代村及び川井村	
[略]		
21の3 砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（砂利採取場の区域が他の市町村の区域にわたるもの又は砂利採取場の区域の全部若しくは一部が河川区域等の区域内にあるものを除く。） (1)～(15) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、 <u>一関市</u> 及び <u>西和賀町</u>	
[略]		
21の5 騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	宮古市、花巻市、北上市、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関</u>	

(1)～(5) [略]	関市
[略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、陸前高田市、二戸市、奥州市、葛巻町、西和賀町、

(1)～(5) [略]	市及び奥州市
[略]	
23 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、雫石町、滝沢村、西和賀町、 <u>金ヶ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、藤沢町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
[略]	
23の3 視能訓練士法（昭和46年法律第64号）及び視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、奥州市、

	山田町、田野畑村、普代村及び川井村		<u>雫石町</u> 、 <u>葛巻町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>滝沢村</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>藤沢町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u> 、 <u>田野畑村</u> 、 <u>普代村</u> 及び <u>川井村</u>
23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及び洋野町	23の4 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、釜石市、二戸市、 <u>岩手町</u> 、 <u>紫波町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>西和賀町</u> 、 <u>住田町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>軽米町</u> 、 <u>野田村</u> 、 <u>九戸村</u> 、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
23の5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 及び <u>北上市</u>	23の5 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（5） [略]	宮古市、 <u>花巻市</u> 、 <u>北上市</u> 及び <u>奥州市</u>

[略]	
23の7 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市及び矢巾町
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、西和賀町及び普代村
23の9 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略] (5) 法第4条第8項の協議  (6) [略]	[略]
[略]	
23の11 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2	釜石市

[略]	
23の7 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、奥州市、 <u>矢巾町及び一戸町</u>
23の8 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、陸前高田市、 <u>二戸市</u> 、西和賀町及び普代村
23の9 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略] (5) 法第4条第8項（ <u>中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第9条第3項において準用する場合を含む。</u> ）の協議 (6) [略]	[略]
[略]	
23の11 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2	釜石市及び二

項の動物の死体の収容	
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町及び普代村
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	大船渡市、花巻市、一関市、陸前高田市及び西和賀町
25の2 国土利用計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平

項の動物の死体の収容	戸市
24 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の変更の届出の受理	盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、雫石町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、大槌町、普代村、洋野町及び一戸町
25 国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	大船渡市、花巻市、一関市、陸前高田市、八幡平市及び西和賀町
25の2 国土利用計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(7) [略]	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、一関市、陸前高田市、八幡平

	市、奥州市、葛巻町、西和賀町及び <u>普代村</u>
25の3 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	宮古市、花巻市、北上市及び <u>一関市</u>
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の <u>手続等</u> に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町及び洋野町

	市、奥州市、葛巻町、西和賀町、 <u>普代村</u> 及び <u>洋野町</u>
25の3 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(5) [略]	宮古市、花巻市、北上市、 <u>一関市</u> 及び <u>奥州市</u>
[略]	
27 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）及び特定非営利活動法人の設立の <u>手続等</u> に関する条例（平成10年岩手県条例第47号）に基づく次に掲げる事務（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） (1)～(30) [略]	大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、紫波町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 及び洋野町
27の2 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) <u>法第5条第1項の大規模小売店舗の新設の届出の受理</u> (2) <u>法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の届出事項の概要等の公告及び届出等の縦覧</u>	<u>大船渡市</u>

- (3) 法第6条第1項及び第2項の届出事項の変更の届出の受理
- (4) 法第6条第5項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出の受理
- (5) 法第6条第6項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった旨の公告
- (6) 法第8条第2項の居住者等からの意見書の受理
- (7) 法第8条第3項の居住者等からの意見の概要の公告及び意見の縦覧
- (8) 法第8条第4項の意見の陳述又は意見を有しない旨の通知
- (9) 法第8条第6項の意見の概要の公告及び意見の縦覧
- (10) 法第8条第7項の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知の受理
- (11) 法第9条第1項の必要な措置の勧告
- (12) 法第9条第3項の勧告の内容の公告
- (13) 法第9条第4項の必要な変更に係る届出の受理
- (14) 法第9条第7項の勧告に従わなかった旨の公表
- (15) 法第11条第3項の地位を承継した旨の届出の受理
- (16) 法第12条の関係行政機関等に対する協力の要請

27の2 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略]	宮古市、花巻市及び遠野市
27の3 [略]	[略]
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（4） [略]	一関市、釜石市、二戸市、奥州市、西和賀町及び川井村
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市

(17) <u>法第14条第1項の大規模小売店舗を設置する者に対する報告の徴収</u>	
(18) <u>法第14条第2項の大規模小売店舗において小売業を行う者に対する報告の徴収</u>	
(19) <u>法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理</u>	
27の3 <u>中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第2項の大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出の受理</u>	大船渡市
27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 （1）～（9） [略]	宮古市、花巻市、北上市及び遠野市
27の5 [略]	[略]
28 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（導入計画に係る農地が他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（4） [略]	盛岡市、一関市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、矢巾町、西和賀町及び川井村
29 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第26条の解体工事業者登録簿の閲覧。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、一関市及び奥州市

[略]

31 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務

(1) 法第9条第1項の鳥獣の捕獲等の許可のうち、ツキノワグマに係るもの（人の生命又は身体に対し、危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要すると認められる場合であって、規則で定める場合に限る。）

(2) 法第9条第7項の許可証の交付及び住所等の変更の届出の受理（前号の許可に係るものに限る。）

(3) 法第9条第8項の従事者証の交付及び住所等の変更の届出の受理（第1号の許可に係るものに限る。）

(4) 法第9条第9項の許可証及び従事者証の再交付（第1号の許可に係るものに限る。）

(5) 法第9条第11項の許可証及び従事者証の返納の受理（第1号の許可に係るものに限る。）

(6) 法第9条第13項の報告の受理（第1号の許可に係るものに限る。）

(7) 法第10条第1項の鳥獣の解放等の命令（第1号の許可に係るものに限る。）

(8) 法第10条第2項の許可の取消し（第1号の許可に係るものに限る。）

(9) 法第75条第1項の報告の徴収（第1号の許可に係るものに限る。）

市町村（大槌町及び軽米町を除く。）

[略]

31 削除

32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、金ケ崎町、住田町、岩泉町、田野畑村、普代村、川井村、野田村、洋野町及び一戸町</u>
32の2 [略]	[略]
32の3 [略]	[略]
32の4 [略]	[略]
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する	市町村（盛岡市、西和賀町

32 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(9) [略]	市町村（奥州市、滝沢村、平泉町、藤沢町、大槌町、山田町及び九戸村を除く。）
32の2 [略]	[略]
32の3 <u>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく育成医療に係る支給認定の申請書等の受理及び医療受給者証の交付に関する事務で規則で定めるもの</u>	大船渡市、遠野市、奥州市、岩泉町及び田野畑村
32の4 [略]	[略]
32の5 [略]	[略]
33 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に関する	市町村（盛岡市、西和賀町

事務	、金ケ崎町、大槌町、岩泉町、田野畑村、 <u>軽米町</u> 、 <u>九戸村及び一戸町</u> を除く。)
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、藤沢町及び一戸町
[略]	
34の5 中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号。以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	[略]
[略]	
35の3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（県立の施設に係るものを除く。） (1)～(5) [略]	花巻市、遠野市、奥州市、金ケ崎町及び大槌町

事務	、金ケ崎町、大槌町、岩泉町、田野畑村、 <u>軽米町及び九戸村</u> を除く。)
[略]	
34の2 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理	盛岡市、花巻市、北上市、 <u>久慈市</u> 、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、 <u>平泉町</u> 、藤沢町、 <u>軽米町</u> 、 <u>洋野町</u> 及び一戸町
[略]	
34の5 中小小売商業振興法施行令（以下この項において「政令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)・(2) [略]	[略]
[略]	
35の3 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（県立の施設に係るものを除く。） (1)～(5) [略]	花巻市、 <u>久慈市</u> 、遠野市、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、奥州

[略]	
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、岩手町、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及び洋野町
[略]	
36の2 [略]	[略]

	市、金ケ崎町及び大槌町
[略]	
35の8 児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する市町村立学校職員に係るものに限る。） (1)～(6) [略]	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、釜石市、二戸市、 <u>岩手町</u> 、 <u>紫波町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村、 <u>九戸村</u> 、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
[略]	
36の2 [略]	[略]
36の3 大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1) <u>省令第5条、第10条、第14条、第15条及び第17条の公告の方法の認定</u> (2) <u>省令第8条の軽微な変更の認定</u> (3) <u>省令第11条第1項ただし書の説明会の開催回</u>	<u>大船渡市</u>

36の3 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、花巻市及び遠野市
36の4 [略]	[略]
36の5 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、北上市、久慈市、陸前高田市、釜石市、二戸市、矢巾町、西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村及

<u>数の指定</u> <u>(4) 省令第11条第2項の説明会を開催する必要がない旨の認定</u> <u>(5) 省令第12条第3号の説明会の開催を予定する日時及び場所の公告の方法の認定</u> <u>(6) 省令第13条第1項の説明会を開催することができない事由の認定</u> <u>(7) 省令第13条第2項第3号の届出等の内容を周知させるための方法の認定</u>	
36の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成13年内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(4) [略]	宮古市、花巻市、 <u>北上市</u> 及び遠野市
36の5 [略]	[略]
36の6 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの	盛岡市、宮古市、大船渡市、 <u>花巻市</u> 、北上市、久慈市、 <u>遠野市</u> 、陸前高田市、釜石市、二戸市、 <u>八幡平市</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>紫波町</u> 、矢巾町、

	び洋野町
36の6 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（11） [略]	大船渡市、花巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町及び <u>九戸村</u>
36の7 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号） <u>第5条第2項の水質検査の届出の受理</u>	[略]
36の8 [略]	[略]
[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	紫波町、西和賀町、岩泉町、田野畑村及び <u>普代村</u>
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）	宮古市、花巻市、遠野市、

	西和賀町、住田町、大槌町、軽米町、野田村、 <u>九戸村</u> 、 <u>洋野町</u> 及び <u>一戸町</u>
36の7 県立自然公園条例（昭和33年岩手県条例第53号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） （1）～（11） [略]	大船渡市、花巻市、二戸市、葛巻町、西和賀町、 <u>軽米町</u> 、 <u>九戸村</u> 及び <u>一戸町</u>
36の8 公衆浴場法施行条例（昭和35年岩手県条例第58号。以下この項において「条例」という。） <u>に基づく次に掲げる事務</u> （1） <u>条例第3条第2項の基準の適用除外の承認</u> （2） <u>条例第5条第2項の水質検査の届出の受理</u>	[略]
36の9 [略]	[略]
[略]	
37の3 屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係るものに限る。） （1）～（4） [略]	紫波町、西和賀町、 <u>藤沢町</u> 、岩泉町、田野畑村及び <u>普代村</u>
37の4 岩手県自然環境保全条例（昭和48年岩手県条例第62号。以下この項において「条例」という。）	宮古市、花巻市、遠野市、

に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(21) [略]	一関市、二戸市、滝沢村、田野畑村及び九戸村
37の5 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(4) [略]	久慈市、奥州市、金ケ崎町、大槌町、普代村及び一戸町
37の6 [略]	[略]
[略]	
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、遠野市及び一関市
[略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市

に基づく次に掲げる事務（他の市町村の区域にわたるものを除く。） (1)～(21) [略]	一関市、二戸市、 <u>雫石町</u> 、滝沢村、田野畑村、 <u>軽米町</u> 及び九戸村
37の5 岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号。以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務。ただし、第3号に掲げる事務にあつては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1)～(4) [略]	久慈市、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>普代村</u> 及び一戸町
37の6 興行場法施行条例（昭和59年岩手県条例第33号）第5条の基準の適用除外又は緩和	<u>盛岡市</u>
37の7 [略]	[略]
[略]	
43 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(3) [略]	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、遠野市、 <u>一関市</u> 及び <u>奥州市</u>
[略]	
46 循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去。ただし、知事が自ら行うことを妨げない。	宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市

、陸前高田市  
、二戸市、雫  
石町、滝沢村  
、住田町、田  
野畑村、普代  
村、野田村及  
び洋野町

[略]

48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する  
条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の  
立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事  
が自ら行うことを妨げない。

盛岡市、宮古  
市、大船渡市  
、花巻市、久  
慈市、遠野市  
、一関市、陸  
前高田市、二  
戸市、雫石町  
、滝沢村、住  
田町、田野畑  
村、普代村、  
野田村及び洋  
野町

、陸前高田市  
、釜石市、二  
戸市、雫石町  
、滝沢村、金  
ケ崎町、平泉  
町、藤沢町、  
住田町、田野  
畑村、普代村  
、野田村、洋  
野町及び一戸  
町

[略]

48 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する  
条例（平成14年岩手県条例第74号）第6条第1項の  
立入検査及び県外産業廃棄物の収去。ただし、知事  
が自ら行うことを妨げない。

盛岡市、宮古  
市、大船渡市  
、花巻市、久  
慈市、遠野市  
、一関市、陸  
前高田市、釜  
石市、二戸市  
、雫石町、滝  
沢村、金ケ崎  
町、平泉町、  
藤沢町、住田  
町、田野畑村  
、普代村、野  
田村及び洋野  
町

[略]

[略]

2 別表第2（第3条関係）

別表第2（第3条関係）

[略]

[略]

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）  
(1)～(12) [略]

宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町、大槌町、山田町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

6の12 旅券法（昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（規則で定める場合を除く。）  
(1)～(12) [略]

市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町、田野畑村及び川井村を除く。）

[略]

[略]

36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸

36の9 岩手県収入証紙条例（昭和39年岩手県条例第39号）第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるもの

市町村（盛岡市、雫石町、滝沢村、紫波町、矢巾町、岩泉町、田野

前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町及び一戸町

[略]

畑村及び川井村を除く。)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事若しくは県教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令若しくは条例の規定により知事若しくは県教育委員会に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1若しくは別表第2に掲げる事務で当該市町村の長若しくは教育委員会が管理し、及び執行することとなるものに係るもの（次項に係るものを除く。）は、施行日以後における法令又は条例の適用については、当該市町村の長若しくは教育委員会のした処分その他の行為又は当該市町村の長若しくは教育委員会に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 改正後の条例別表第1又は別表第2に掲げる事務のうち、施行日前に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、栄養士法（昭和

22年法律第245号)及び栄養士法施行令(昭和28年政令第231号)、医師法(昭和23年法律第201号)及び医師法施行令(昭和28年政令第382号)、歯科医師法(昭和23年法律第202号)及び歯科医師法施行令(昭和28年政令第383号)、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)及び保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号)、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)及び診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)、歯科技工士法(昭和30年法律第168号)及び歯科技工士法施行令(昭和30年政令第228号)、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第39号)、臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和33年政令第226号)及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第70号)附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令、調理師法(昭和33年法律第147号)及び調理師法施行令(昭和33年政令第303号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行令(昭和36年政令第13号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)及び理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和40年政令第327号)、製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)及び製菓衛生師法施行令(昭和41年政令第387号)、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)及び視能訓練士法施行令(昭和46年政令第246号)並びに障害者自立支援法(平成17年法律第123号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第1又は別表第2に掲げる当該事務に係るそれぞれの規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 表2の項の改正部分の施行の日前に旅券法(昭和26年法律第267号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、改正後の条例別表第2の6の12の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。